

「メール119番通報システム」の運用開始について

音声（肉声）による119番通報が困難である聴覚障がいや言語障がい等のある方からの救急や火災の通報は、これまで、通報者からのファクス送信により行われてきたところです。

しかし、近年は、携帯電話等の普及に伴い、携帯電話からの119番通報も年々増える傾向にあります。

そこで、札幌市消防局では、聴覚障がいや言語障がい等のある方を対象に、従来の自宅からのファクス送信と併せて、外出先からでも携帯電話等のインターネットメールを利用し、救急車や消防車等の緊急車両の出動要請等を行うことができる「メール119番通報システム」の運用を開始します。

なお、同様のシステムは、政令指定都市では、横浜や大阪、福岡など6都市で、既に実用化されています。

1 システムの概要

- ・救急や火災などの緊急時に、事前に消防局から通知されている通報専用メールアドレスから現場住所、救急・火災の別を、インターネットメールを利用して通報。
- ・消防局消防防災センターでメールを受信し、現場住所を確認後、直ちに緊急車両を出動させる。
- ・通報者に対して、同局防災センターから「救急車・消防車が向かっている」等の返信を行う。

2 運用開始予定

平成16年11月9日（火）「119番の日」の午前9時から登録を受け付けるとともに、サービスを開始します。

3 利用対象者

原則として札幌市内に居住、または札幌近郊に居住し札幌市内に通勤・通学している聴覚、言語に障がい等のある方。

4 利用条件

インターネットメール機能のある携帯電話等の端末接続機で、かつ、192文字以上を送信できるメール契約がなされている必要があります。

利用者の氏名・住所等の個人情報提供を必要とします。

通報用のメールアドレスを必要とします。

5 登録方法

11月1日から、消防局のホームページ（<http://www.city.sapporo.jp/shobo/>）や携帯電話用のホームページ（<http://www.119.city.sapporo.jp/>）に、登録方法を掲出します。上記のホームページに記載されている登録用メールアドレス（toroku@119.city.sapporo.jp）に携帯電話等からアクセスし、住所・氏名・性別・障がい種別・電話番号・ファクス番号等の情報を入力することにより登録を行っていただきます。

また、登録方法を記載したパンフレット（別添参照）も、11月1日から市役所本庁舎3階の障がい福祉課や、各区の消防署所・保健福祉サービス課等で配布します。
登録情報を入力した後、消防局から緊急時の通報用アドレスが送信されます。

6 通信利用料金の負担

メール119番通報の登録および通報等における通信利用料金は、利用者の負担となります。

7 利用促進について

聴覚障がい者団体等にパンフレットを配布します。（11月1日配布予定）

広報さっぽろ11月号に掲載します。

札幌市コールセンターにおいて、メール等の問い合わせに対応します。（11月1日から）

= 問い合わせ先 =

札幌市消防局警防部指令課

電話 215 - 2080